

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
46	個人の市・県民税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤沢市は、個人の市・県民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

藤沢市長

## 公表日

令和3年12月17日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人の市・県民税に関する事務
②事務の概要	<p>・ 地方税法に基づき、賦課期日時点で市内に住所を有する個人、または市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないものに対して市・県民税を賦課する。</p> <p>・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)第9条、別表第一、第19条第8号、別表第二に基づき、以下の事務において、特定個人情報ファイルの収集および提供を行う。</p> <p>① 賦課期日時点居住者情報を住民基本台帳システムから取得し、当該居住者に市・県民税申告案内及び申告書を送付する。</p> <p>② 市民、企業・事業所等、年金保険者、国税庁・税務署・他市区町村から申告情報(市・県民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、修正申告書等)及び各種申請・届出・特別徴収関係情報を收受する。</p> <p>③ 申告情報の内容を個人住民税システムに入力する。</p> <p>④ 庁内データ連携システムを通じて賦課に必要な他業務情報(生活保護受給者情報等)を取得する。</p> <p>⑤ 情報提供ネットワークシステムを通じて他市区町村居住の被扶養者情報等を取得する。</p> <p>⑥ 賦課決定後、納税義務者、特別徴収義務者(企業・事業所等及び年金保険者)に対して税額通知等を送付・送信する。</p> <p>⑦ 納税者からの申請に基づき税額減免決定を行い、減免申請に対する決定通知書を送付する。</p> <p>⑧ 庁内データ連携システムを通じて庁内他業務に所得情報等を移転する。</p> <p>⑨ 中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに所得情報等を提供する。</p> <p>⑩ 扶養是正情報等を税務署に提供する。</p> <p>⑪ 入手した申告情報のうち他市区町村居住者分を該当市区町村に回送する。</p> <p>⑫ 地方税法第294条第3項に基づく住民登録外賦課通知を該当市区町村に送付する。</p>
③システムの名称	1. 個人住民税システム 2. 住民税課税支援システム 3. 宛名管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー 6. 電子申告システム
2. 特定個人情報ファイル名	
課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル、課税台帳情報ファイル、個人住民税課税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法(平成25年5月31日法律第27号) ・ 第9条第1号 別表第一の16の項(地方税の賦課徴収に関する事務)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<p>・ 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠): 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (項番1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120)</p> <p>・ (別表第二における情報照会の根拠): 項番27(地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部 市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 0466-50-3567
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	財務部 市民税課 0466-50-3510

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年3月13日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年3月13日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

